

業 務 委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 佐賀道路建設に伴う文化財調査に係る出土遺物基礎整理業務委託
(藤三郎屋敷遺跡Ⅰ区)
- 2 履 行 期 間 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
- 3 履 行 場 所 受託者の作業所
- 4 委 託 料 ¥ —

うち取り引きに係る消費税額及び地方消費税額 ¥ — 「取り引きに係る消費税額及び地方消費税額」は、委託料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

- 5 契 約 保 証 金 佐賀県財務規則第 115 条第 3 項第 3 号により免除

上記の委託業務について、委託者 佐賀県 を甲とし、受託者 を
乙とし、次の条項により委託契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号
佐賀県文化・観光局文化課文化財保護・活用室
室 長 古川 直樹

乙

(総 則)

第1条 乙は、別冊「仕様書」に基づき、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に頭書の委託業務を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して書面により定める。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第3条 乙は、委託業務を第三者に再委託又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部について書面により甲の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(監 督 者)

第4条 甲は、監督者を定めたときは、書面によりその氏名を乙に通知しなければならない。監督者を変更したときも同様とする。

(業 務 管 理 者)

第5条 乙は、業務履行の技術上の管理をつかさどる業務管理者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。

(委託業務の調査等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第7条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲乙協議して定める。

(履行期間の延長)

第8条 乙は、その責に帰することができない事由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、甲に対して遅滞なく、その事由を付して履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲乙協議して書面で定める。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第9条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(安 全 管 理)

第10条 乙は、契約期間内の業務遂行に際して、その安全管理には十分留意しなければならない。

(検査及び引渡し)

第11条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく甲に対して検査確認申請書を提出しなければならない。

2 甲は、前項の検査確認申請書を受理したときは、10日以内に業務の完了の確認のための検査を行わなければならない。

- 3 甲は、前項の検査の結果適当と認めるときは、書面によりその旨を乙に通知するものとする。
- 4 乙は、第2項の検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の報告書を提出して再検査を受けなければならない。この場合、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 5 第1項から第4項までの検査に要する期間は、業務履行期間に含めるものとする。
- 6 乙は、検査合格の通知を受けたときは、業務完了届及び当該業務に係る成果品を甲に引渡すものとする。

(委託料の支払い)

第12条 乙は、前条に規定する合格の通知を受けたときは、甲の指示する手続きに従って委託料の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(前 払 金)

第13条 乙は、前条の規定にかかわらず、保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）と、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託した場合は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内において、委託業務の実施に必要な費用の前払金を甲に請求することができるものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を払わなければならない。
- 3 委託業務の内容の変更その他の理由により、著しく委託料を増額した場合においては、乙は、その増額後の委託料10分の3以内の前払金の支払いを請求することができる。
- 4 委託業務の内容の変更その他の理由により、委託料を減額した場合において、受領済みの前払金が減額後の委託料の10分の5を超えるときは、乙は、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還額を定める。
- 5 甲は、乙が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、前項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

(延 滞 金)

第14条 乙の責に帰する事由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込があると認めたときは、甲は乙から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。

- 2 前項の延滞金は、委託料に対して、延長日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。
- 3 甲の責に帰する事由により第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して遅滞日数について年2.5%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(甲の解除権等)

第15条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責に帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前各号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認め

られるとき。

(4) 第18条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(5) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は、業務の出来形部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分につき引渡しを受けたときは、引渡しを受けた出来形部分に相応する委託料を乙に支払わなければならない。

第16条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 甲は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

（違 約 金）

第17条 第15条第1項の規定により契約が解除された場合、乙は当該契約に係る金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

（乙 の 解 除 権）

第18条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項の規定により委託業務の履行を一時中止した場合において、委託業務を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。又は、同項の規定により委託業務の内容を変更したため委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第7条第1項の規定による委託業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反により委託業務を完了することが不可能になったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（契約内容不適合責任）

第19条 委託業務に係る成果物が契約内容に不適合であるときは、甲は第11条第5項の規定による引き渡しの日から2年間乙に対して目的物の修補又はその修補にかえ、若しくはその修補とともに損害（目的物が契約内容不適合であることが原因で発生した損害を含む）の賠償を請求することができる。

ただし、その契約内容不適合が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求をすることができる期間は10年とする。

(損害賠償)

第20条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を補償しなければならない。

(秘密の保持)

第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 乙は、成果品（調査業務等の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(権利の帰属)

第22条 仕様書に規定するところにより乙が甲に引き渡すべき成果物（以下「本件成果物」という。）は甲の所有とする。

2 本件成果物の著作権は甲に帰属し、乙が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、甲の承諾を得なければならない。

3 甲は、本件成果物を公表することができる。この甲の公表権については、乙はいかなる権利も主張できない。

4 委託業務の実施のために使用された甲が所有する資料等の著作権は甲に帰属する。ただし、乙が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、甲はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は乙に帰属する。

5 第1項の成果物及び前項の資料等に乙が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む）が含まれていた場合は、乙に留保されるが、甲は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。

6 乙は、本条項に違反したことにより、甲及び第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の保護)

第23条 この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(契約外の条項)

第24条 この契約に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。